

韓国の「治癒農業」の現状と縮減都市地域課題解決への示唆
The current state of "Agro-healing" in Korea and its implications for solving regional
issues in shrinking cities

李 錦東(LEE, Geumdong)

- I 研究の背景と目的
- II 調査方法と研究の位置づけ、研究の構成
- III 国内における園芸療法と農福連携
- IV 韓国の治癒農業と社会的農業
- V 韓国の治癒農場と持続可能性
- VI まとめ

<要旨>

縮減都市北九州市では、2024年現在、高齢化率は31.5%、後期高齢化率は18.3%となっている。現状下、縮減都市では、高齢者などの居場所作り、コミュニティ再生、障害者などの包摂、空き家問題などに、都市農業の活用が期待されている。韓国では、2020年に治癒農業法が制定され、農や農業や農村資源などを活用して、これらの問題を解決しながら、新しい産業として発展させようとしている。本研究では、韓国の治癒農業の概念や現状などをみながら、縮減都市の地域課題解決への示唆を与える。

ABSTRACT

In the shrinking city of Kitakyushu, the aging rate is 31.5% and the late-stage aging rate is 18.3% as of 2024. Under the current circumstances, urban agriculture is expected to be utilized to create places for the elderly, revitalize communities, inclusion of people with disabilities, and address the issue of vacant houses. In South Korea, the Agro-healing (care farming, green care) Act was enacted in 2020, which aims to utilize agriculture to solve these problems and develop it as a new industry. This study was undertaken in order to examine the concept and current situation of Agro-healing (Care farming, Green care, Social farming) in Korea and provide suggestions for solving regional issues in shrinking cities.

<キーワード>

縮減都市、地域課題解決、韓国型治癒農業、社会的農業、農福連携、Shrinking city, Solving local issues, Korean Agro-healing (Care farming, Green care, Social farming), Employment of people with disabilities in the agricultural sector.

I 研究の背景と目的

北九州市では、1980年代から一貫して人口減少と高齢化が進んできた。2024年現在、高齢化率は31.5%、後期高齢化率は18.3%となっている。縮減が進む超高齢社会の都市では、超高齢化や縮減に起因する多様な課題を抱えている。独居老人の増加、高齢者の活動の場の減少、既存コミュニティの弱化や崩壊、軽度認知障害など高齢者の疾病増加による医療費の増加、障害者などの包摂、空き家・空き地の増加、土地利用のスポンジ化などである。

これらの問題の解決に「農」や都市農業の活用が期待されている。国内では、1990年代以降から「園芸療法」、2010年代以降「農福連携」が注目を集めてきた。とくに農福連携は、農業分野の労働力確保問題・福祉分野の障害者の働く場の確保問題などが同時に改善できると期待され、農林水産省や厚生労働省などが取り組んできた。農福連携は、大都市でも多様な主体が農業を担う仕組みの一つとして、福祉分野と連携して農業の振興を図る取り組みとして位置付けられている。

韓国では、都市農業に関する市民運動の展開、それに対応した形で進んだ2009年以降の自治体の関連条例制定、2010年代の都市農業法の制定や都市農業管理士制度の導入などにより、都市農業の人口は大きく伸張した（李（2024b））。さらに、2020年には「治癒農業法」が制定され、「農」や「農業」や「農村資源」などを活用して、これらの問題を解決しながら、新しい産業として発展させようとしている。

韓国の治癒農業は、一見すると国内の園芸療法と農福連携などの概念を総合しているようにも思える。「農」や「農業」や「農村資源」などを利活用し活動することで、社会的価値・経済的付加価値などを創出する。いわば「農」の多面的機能の中で、ヒーリング効果（癒しや安らぎ）を活かし、農業サイドからビジネスを展開するイメージである。

治癒農業は、都市農業の展開とは異なり、官主導によって推し進められている。当局は、治癒農業拡散へのインフラの構築、国家資格の治癒農業士制度により人材を育成し、治癒農業を牽引しようとしている。

そこで、本研究では、日本の園芸療法や農福連携を念頭に置き、韓国の治癒農業法制定や治癒農業士制度の導入、治癒農業の全体図や現状、課題などについて調べ、韓国の治癒農業は、どう違うのか、今後順調に広がっていくのかなどを考察する。ひいては、超高齢社会の縮減都市の地域課題解決にどのような示唆を与えられるかを検討する。

II 調査方法と研究の位置づけ、研究の構成

国内では、園芸療法に関する概念の説明や関連活動は1990年代からみられ、今日にはデイサービスや療養施設、病院などで利用されている。しかし、園芸療法が国内でどれほど受け入れられ、広がっているのかなどは明らかではない。また、園芸療法士の資格は、国家資格ではなく、自治体やNPO法人など団体によって認証されている。

一方、農福連携は、2010年代から関係者の間では注目され、農林水産省や厚生労働省な

どが連携し推し進めてきた。その結果、一定の結果を残しているが、農福連携等推進会議の『農福連携等推進ビジョン』などに見られるように、「知られていない」・「踏み出しにくい」・「広がっていかない」が課題となっている。

本研究では、まず園芸療法や農福連携について、関連研究、農林水産省や厚生労働省などの資料を利用して、国内の園芸療法及び農福連携の現状と課題を簡単にまとめる。

その後、韓国の治癒農業について、関係機関の実務者インタビュー、関係機関の資料、先行研究等を利用して、治癒農業制度の導入や展開、全体構図、現状等をまとめる。実務者インタビューは、農村振興庁、京畿道農業技術院、仁川市農業技術センターで行った。

治癒農業の事例等については、慶尚南道・全羅北道・京畿道・ソウル特別市・仁川広域市の治癒農場経営者6人、社会的農業の経営者3人、治癒農業士及び活動家3人、合計12人に聞き取り調査を行った。各農場の経営戦略及び取り組み、治癒農業に関する見解などを簡単にまとめる。

韓国における治癒農業法の施行や治癒農業士制度の展開は、まだ始まったばかりであり、国内で関連研究は殆ど見られない¹。本研究は、韓国治癒農業を紹介する草分け的な研究であり、国内の園芸療法の停滞や農福連携の課題解決への示唆、縮減しながら老いていく大都市の地域課題解決へのヒントを与えるための研究である。

Ⅲ 国内における園芸療法と農福連携

1. 園芸療法の導入と現状

国内で「園芸療法」という言葉が用いられるようになったのは、1990年代からである。1990年の「花と緑の博覧会」以後、花と緑の文化が盛況となる事に照応し、学識者の研究が開始された。1990年代以降、アメリカなどで園芸療法を学び、研修を重ねた者が日本に園芸療法を紹介・実践し、そこから様々な研修団体が発生した（日本園芸療法学会）。

園芸療法関連講座は、民間団体によって開講されており、NPO 法人日本園芸療法研修会は、1995年の園芸療法の実践者養成講座『スタディコース』を国内初と紹介している。1999年、北海道で設立された任意団体「芸療法研究会」は、2001年北海道認証 NPO 法人日本園芸療法士協会となり、「園芸療法士教育講座」を開設している（各法人のホームページ）。

園芸療法に関連する学会としては、2001年設立の「人間・植物関係学会」、2008年に「人間・植物関係学会」から独立した「日本園芸療法学会」などがある。

教育機関では、2002年に兵庫県立淡路景観園芸学校「園芸療法過程」開講、2006年に東京農業大学で「バイオセラピー学科」新設、2013年に恵泉女学園大学が人間社会学部に社会園芸学科を新設している（各大学のホームページ）。

関連研究は、2000年代の研究が多いが、近年でも園芸療法の導入や効果に関する研究が散見される。その中で、国内における園芸療法の歴史や意義や2010年前後までの現状をまとめた研究は、松尾（2005）、小浦（2013）などがある。

小浦（2013）は、園芸療法の今後の方向性として、認知症者に対する有効性を活かすこ

と、アメリカでは効果の明確さに欠ける療法は淘汰される傾向があることから、園芸療法士は、精神面や認知面におけるリハビリテーションにおいて、医療・保健・福祉の専門職がダブルライセンスとして園芸療法士を目指す傾向が強くなる可能性があるかと纏めている。

一方、現在、国内で園芸療法士が、どのように育成され、どのくらいの人が活躍しているのかなど、全般的な構造や現状が分かる研究や文献には辿り着けなかった。

現在、ネット上でみられる「園芸療法士」資格制度を運営している主な自治体や団体は、兵庫県、日本園芸療法学会、日本園芸療法士協会、日本園芸療法研修会などである。各主体が園芸療法士の資格を創設した以来、兵庫県は2003年から2021年まで258名、日本園芸療法学会は2024年11月まで164名（園芸療法士135名/上級園芸療法士29名）を認定している。他の団体では、園芸療法士になれるコースに関する説明と、現在活躍している園芸療法士の紹介にとどまっている。

図 1 「日本園芸療法学会認定 園芸療法士」の取得の流れ



(出所) <https://www.jht-assc.jp/qualification/>

日本園芸療法学会の園芸療法士制度については、当学会の概略図を転写する(図1参照)。実習と筆記試験によって構成されており、資格は5年ごとに更新が必要である。

2. 農福連携の展開と現状

国内では、農福連携という言葉がない時代から、既に障害者が農作業に携わる(農福連携的な)取組があり、それらは全国各地に点在してきた。

障害者の職域拡大と工賃向上そして自立生活への課題に取り組むことを目的に、1970年代から社会福祉法人が施設内での就労機会を確保し、農産物の加工を通じて市場に販売する活動がみられた(畠山・杉岡(2022))。

そして、2010年、鳥取県庁が農業者と障害福祉サービス事業所をマッチングする「農福

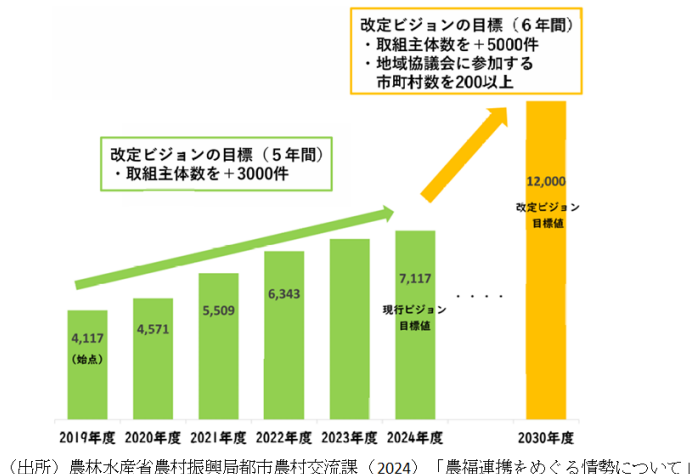
連携モデル事業」を開始したのが、農福連携という言葉が公的に使われた始まりである。国では、同年に農林水産政策研究所が研究成果で、「農業と福祉の連携」の必要性を訴え、研究を続けるために農福連携チームを立ち上げた（吉田（2021））。

2010年代に入り、全国で取組が増え、良い取組を真似した横展開が見られるようになった。2010年代後半に入ると、団体や会議などが組織され、活動を開始した。2017年に「全国農福連携推進協議会（2018年に一般社団法人日本農福連携協会へ）」が、2019年に従来の農水省・厚労省に法務省・文科省が加わり「農福連携等推進会議」が設置された（ibid）。

とくに農福連携等推進会議は、農福連携の全国的な機運醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討するために省庁横断の会議として設置された。同会議は『農福連携等推進ビジョン』として取組みの方向性を示し、（課題に対する）3つのアクションとして①認知度の向上、②取組の促進、③取組の輪の拡大を図っていくことを明示した（熊谷・山岡（2023））。

2020年には、国、地方公共団体、関係団体等もとより、経済界や消費者、さらには学識経験者等の多様な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を推進していくため、「農福連携等応援コンソーシアム」が設立された。ノウフク・アワードの選定による優良事例の表彰と経済界や消費者等も含めた幅広い層への発信や、障害者等が働きやすい環境の整備など現場の課題に対する解決策を話し合う「ノウフク・ラボ」等の取組が行われている（農林水産省（2024））。

図 2 農福連携等推進ビジョンの目標（2024年改定）



2024年6月、農福連携等推進会議は『農福連携等推進ビジョン』を改定した。2019年のビジョンでは、2025年3月まで「農福連携に取り組む主体を新たに3,000件創出する」と目標を設定していた。農福連携の取組主体数は、2019年度4,117件、2020年度4,571件、2021年度5,509件、2022年度6,343件となっており、3年間で2,226件が増加した。そして、2024年の改定版では、2030年度まで6年間新たに取り組み主体数を5,000件増やし、

12,000 件にする目標を掲げている（図 2 参照）。

2022 年度の取組主体数 6,343 件を、一般就労と福祉的就労で分けると、まず一般就労に該当する 1. 農業経営体等による取り組みが 3,000 件、2. 特例子会社²による取り組みが 51 件である。後者の福祉的就労に該当する、3. 障害者就労施設（A 型）³による取り組み 641 件、4. 障害者就労施設（B 型）による取り組みが 2,651 件である（表 1 参照）

表 1 農福連携の取り組み主体数の内訳（2023 年 3 月）

1. 農業経営体等による取り組み		3. 障害者就労施設（A型）による取り組み	
農林水産省・都道府県・JA全中・JA全農調べ		厚生労働省・都道府県調べ	
取組んでいる農業経営体数（A）	3,000 (2,672)	取組んでいるA型事業所数（A）	641 (544)
（参考）全国の農業経営体等数（B） （2023年農業構造動態調査から）	929,400	（参考）全国のA型事業所数（B）	4,010
（参考）（A） / （B）	0.32%	（参考）（A） / （B）	15.99%
2022年度において取り組んでいた農業経営体・JA		2021年度において取り組んでいた障害者就労施設	
2. 特例子会社による取り組み		4. 障害者就労施設（B型）による取り組み	
農林水産政策研究所調べ		厚生労働省・都道府県調べ	
取組んでいる特例子会社数（A）	51 (50)	取組んでいるB型事業所数（A）	2,651 (2,243)
（参考）全国の特例子会社数（B） （2024年6月1日時点）	579	（参考）全国のA型事業所数（B）	14,393
（参考）（A） / （B）	8.81%	（参考）（A） / （B）	18.42%
2022年度において取り組んでいた特例子会社		2021年度において取り組んでいた障害者就労施設	

（出所）農林水産省（2024）「農福連携をめぐる情勢について」

※（括弧内は、前年度調査結果）

一方、2023 年、40 人以上の従業員を有し、障害者雇用義務のある農林漁業の経営体は、410 社である。法定雇用障害者数算定の基準となる労働者数は 43,442.5 人、障害者数は 1,032 人（うち新規雇用は 95 人）であり、実質雇用率は 2.38% である。法定雇用率達成の企業は 245 社であり、法定雇用率達成企業の割合は 59.8% である。産業全体における達成率は 50.1% であり、産業別では医療・福祉の 62.1% に次ぐ割合である（厚生労働省資料）。

農福連携の課題としては、前述した①認知度の向上、②取組の促進、③取組の輪の拡大以外にも、いくつか指摘されている。例えば、畠山・杉岡（2022）は、農業分野における障害者就労については、就労支援として農福連携を取り入れることで何を指すか、その先を考えていくことが農福連携存続の条件となる。そのためには、障害者の就農を促進すること、障害者も農業に携わる力をつけるという意味での教室（教育）が必要である。

また、農福連携を経済活動として回していくには、福祉事業所単体での取り組みでは限界があり、経済活動特有の機能も必要となる。…。これまで農福連携に関わる中間支援組織（JA、社会就労センター（セルフ）、自治体）は、連携の情報窓口として農福マルシェなどの物販紹介の場の提供と就労支援事業所の概要を情報として管理しているものが大半である。最近の傾向として、人材養成に関連して農福連携コーディネーターの養成研修や障害者に農作業の体験機会を提供する際の技術的な研修事業にウエイトが置かれている。…。今後は、農業と福祉の連携に関わる中間支援のシステムに関する議論が農福連携推進のベースとなる（ibid）。

関連して、大澤（2013）や合田（2020）は、今後、農福連携における中間支援の機能と組織に関しては、①相談・コーディネーターなどの仲介を行う人材の養成、②仕事を担ってくれる人材を探す農家と仕事を求める福祉施設のマッチング、③制度や事例の情報提供・啓発にあると提言している。

IV 韓国の治癒農業と社会的農業

韓国では、都市農業が 2000 年代に市民グループによる運動から広がり、2000 年代後半の BSE や輸入食品に対する不安や社会情勢等と相まって、市民の安全安心の食材料へのニーズや都市農業へのニーズが高まったこと、それに自治体が関連条例を制定し支援するなどの対応、2011 年都市農業法の制定などを通じた国の支援と参加によって発展に拍車がかかった。その結果、都市農業の人口は 16 倍も成長した（李（2024b））。

1. 農村振興庁の治癒農業

(1) 治癒農業の導入

一方、治癒農業（園芸治療など）は、1994 年頃から園芸治療などが紹介され始め、農村振興庁にも園芸治療を専門にする研究員が配置された。2010 年には社会園芸研究室が 2017 年には治癒農業研究室が設置され、オランダやドイツなど欧米の治癒農業をベンチマーキングしながら、基盤づくりに取り組んだ。

図 3 韓国の治癒農業の導入と発展段階



（出所）農村振興庁農村人的資源開発センター（2022）「治癒農業推進現況及び政策」『治癒農業』p. 5

治癒農業(Agro-healing)という言葉は、2013 年農村振興庁が KM プラスコンサルティング社と共同で研究を進めながら、専門家たちと協議する中で初めて使用し始めた用語である（農村振興庁（2019））。

1980 年代から園芸と森林（植物）、動物、食べ物（食品）、農作業、環境と文化の治癒的機能を活用しながら、それぞれ発展してきたが、これらの資源が統合的に連携しているという点で「農業の治癒的機能」という大きな枠組みで総合的に捉えるという意味がある。

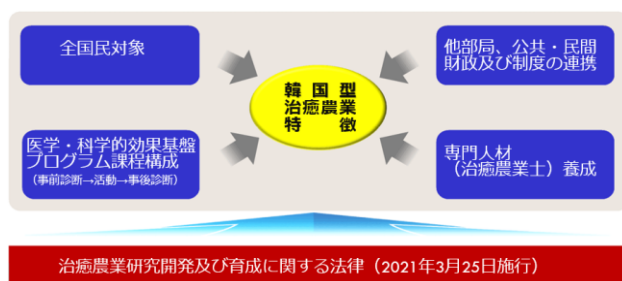
治癒農業は、農業の多面的機能（multifunctional agriculture）と地域社会ベースの健康治癒（community-based health care）の 2 つの概念に基づいている。治癒農業は、農村地域の社会的サービスを促進するための植物から動物に至るまで、農業資源を活用するすべての活動を意味し、農村地域の社会的サービスには、社会的復帰（rehabilitation）、治療（therapy）、保護作業（sheltered work）、生涯教育などを含む（ibid）。

2018年には、「農業農村及び食品産業基本法」の『第43条の2（治癒農業の振興）に、政府は、農業、農村の資源又はこれに関連した活動及び産物を活用した治癒サービスを通じて国民の心理的・社会的・身体的健康を図るための政策を立てて施行しなければならない [本条新設、2018年9月施行]』が盛り込まれた（ibid）。

（2）治癒農業法の制定

その後、健康増進と疾病予防問題を国家レベルで扱う必要性が台頭し、予防中心の保健医療政策の重要性が再認識されたことで、前述の第43条2/治癒農業の振興をサポートするための研究・支援根拠法律制定が必要になった。そこで、2020年3月に、治癒農業研究開発及び育成に関する法律（略称：治癒農業法）が制定され、2021年3月から施行された（農村振興庁（2024））。

図4 韓国型治癒農業の特性および政策方向



（出所）農村振興庁農村人的資源開発センター（2022）p.7

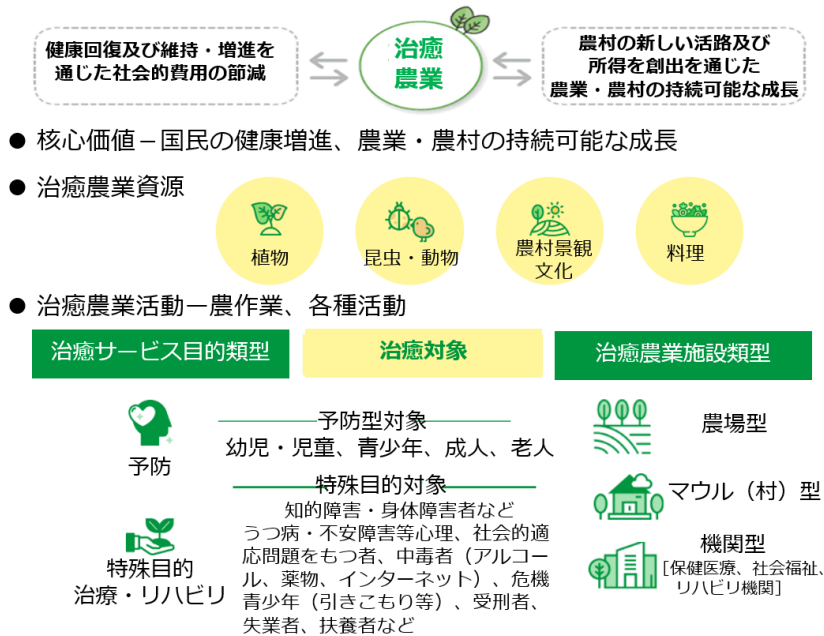
主な内容は、治癒農業研究開発・育成総合計画策定、治癒農業士資格制度及び人材養成、優れた治癒農業施設認証などが含まれている。韓国型治癒農業の特徴は、全国民を対象にしていること、専門人材-治癒農業士の養成、医学及び科学的効果に基盤にしたプログラムの作成などにある（図4参照）。

推進背景としては、韓国の極めて低い出生率や高齢化による人口減少、農村や地方消滅が恐れられている現状において、医療・福祉分野における負担増加や国民の健康な暮らし（ウェルビーイング）に対するニーズの高まりがあった。国民のQOLの向上のために治癒農業は、農業・農村と都市民が共に幸せになる一つの方策である。治癒農業と治癒農業プログラムは、関係部局のガバナンス型の協力によって推進される（ibid）。

その目的は、治癒農業研究開発及び育成に関する事項を定めることにより、農業・農村資源を活用した治癒農業の活性化を通じて国民の健康増進と生活の質向上及び農業・農村の持続可能な成長に資することである（図5参照）。

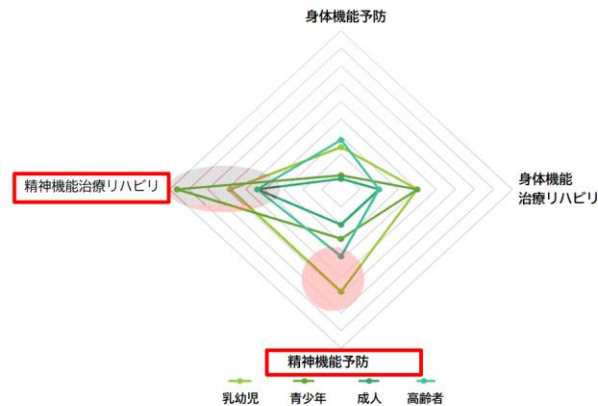
治癒農業の目的を大きく、予防と特殊目的（治療、リハビリ）の2つの類型に分けている。その対象者は、予防型には全国民（幼児・児童、青少年、成人、老人）、特殊目的対象には知的障害・身体障害者など、うつ病・不安障害等心理・社会的適応問題をもつ者、中毒者（アルコール、薬物、インターネット等）、危機青少年（引きこもり等）、受刑者、失業者、扶養者などをあげている（図5参照）。

図 5 治癒農業の核心価値・農業資源・農業活動、目的・対象・施設類型



(出所) <https://www.agrohealing.go.kr/>、農村振興庁農村人的資源開発センター（2022）p.7 をアレンジ

図 6 治癒農業対象者類型別研究分野



(出所) 農村振興庁農村人的資源開発センター（2022）p.17

治癒農業を実施する主体/施設は、①農場型、②マウル型（集落などが主体）、③機関型（保健医療機関、社会福祉施設、リハビリ機関等）の3タイプに分類している（図5参照）。

関連する研究分野としては、精神機能予防と精神機能の治療やリハビリが強調されている。今後の主管機関などの治癒農業の効果の客観的な分析対象は、精神機能の面が主となる可能性が高い（図6参照）。

(3) 治癒農業に関する『第1次治癒農業研究開発及び育成総合計画』

一方、2021年の『第1次治癒農業研究開発及び育成総合計画』の目標は、2026年まで

に、①国民健康増進に寄与できる治癒農業のコンテンツ拡散—治癒農業のプログラム開発及び効果検証 19 種類、治癒農業プログラム参加・利用者数 60 万人、②農村活力化のための治癒農業事業モデル育成及び雇用創出では、多角化された治癒農業事業モデル創出（20 種類）、治癒農業関連雇用創出 1,700 人としている（農村振興庁（2023）、p. 4）。

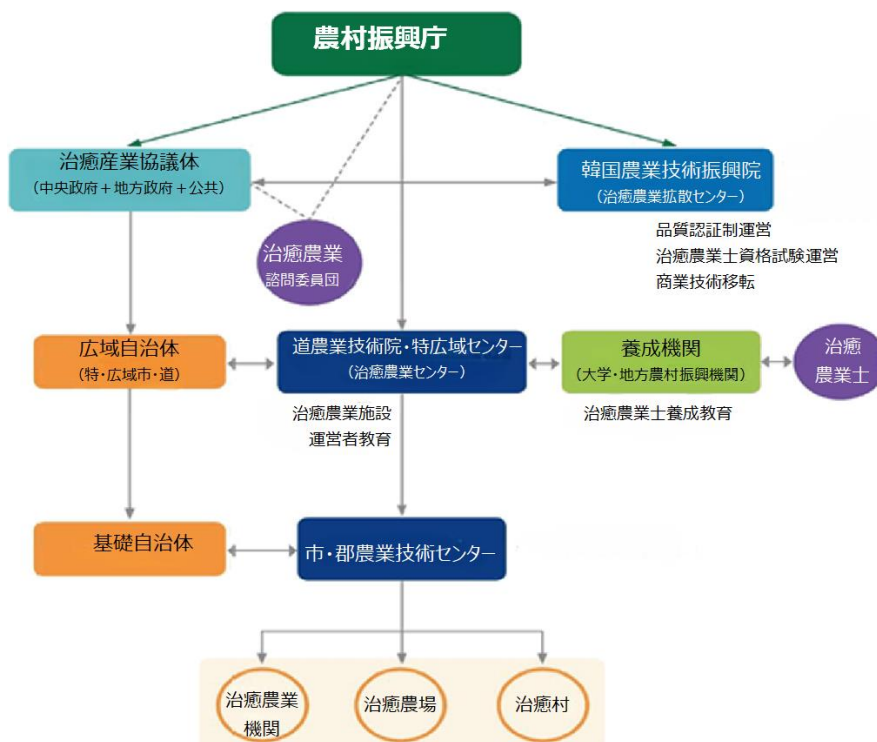
総合計画の目標達成のために 4 分野、①法・制度基盤構築、②治癒農業研究開発、③成果拡散、④人材養成において、各分野に凡そ 3 個の課題を掲げている（合計 13 個）。

分野別主な内容は、①法制度基盤構築においては、関係省庁/部局や民間企業などとの協力強化がある。農村振興庁、農林食品部、海洋水産部、教育部（危機の学生/引きこもり等）、福祉部、消防庁などによる社会サービスの連携活性化を図る⁴（ibid）。

②研究開発、予防型のサービスではライフサイクルに合わせた健康増進プログラムの開発、特殊目的（治療・リハビリ）では障害者等の健康維持及びリハビリのためのプログラム開発、とくに認知・心理・社会的、身体・生理的指標を活用して客観性を確保する。

③成果拡散では、治癒農業支援のための中央・広域の拠点機関の構築、優秀治癒農業施設の認証制度強化、広報活動を通じて認知度の高めることである（図 7 参照）。

図 7 治癒農業主管機関及び拡散体系



(出所) 農村振興庁農村人的資源開発センター（2022）p. 359

④人材養成では、治癒農業が一つの産業として根付かせるための雇用先の創出 300 人を掲げている。300 人の内訳は、治癒農業士の地方農村振興機関への配置を義務付けることで 55 人（教育やサービスの運営担当）、治癒農場の創業・治癒農場で働くスタッフ（治

癒農業従事者)として245人の養成を目指す。

(4) 治癒農業士の現状

治癒農業士には、1級・2級がある。2級治癒農業士は、治癒農業士養成機関が運営する2級治癒農業士養成過程を履修し、第1次試験(筆記)及び第2次試験(筆記)を合格すると資格が付与される。試験科目は、第1次試験が「治癒農業と治癒農業サービスの理解」、「治癒農業資源の理解と管理」、「治癒農業サービスの運営と管理」、第2次試験が「治癒農業の運営実務」である(農村振興庁治癒農業ホームページ)。

1級治癒農業士の受験資格は、①治癒農業士養成機関が運営する1級治癒農業士養成過程を履修すること、②次のいずれかに該当する者・2級治癒農業士資格を取得した後、治癒農業に関連する業務に5年以上従事した経歴がある人、・「国家技術資格法」により農業、畜産、林業、造園分野の技術士資格を取得した者、…、となっている(ibid)。

2025年3月現在、2級治癒農業士の累計数は、648人である。各年別の合格者数は、2021年93人、2022年160人、2023年138人、2024年257人となっている。

2. 農林食品部の社会的農業

韓国では、社会的農業という言葉がなくても、農林水産分野で障害者や境界知能者などが包摂され共に暮らせる取り組みは各地に点在していた。しかし、都市化やグローバル化が進むにつれて、彼らが農村・農業で活躍する機会が減少した。活動家などは、農や農業などを利用して彼らと共に共生できる社会作り活動をしてきた。

社会的農業とは、農林畜産食品部によると、農村住民に不足しているサービスを農業人が農業活動をして農村資源を活用して提供する活動である。農業の公益的な役割を通じて、農業人と社会的弱者を受け入れる農村コミュニティの活性化を促進する。社会的弱者にケア、教育、雇用を通じて社会参加機会を提供し、農村生活適応度を高め、感情的安定を図る(社会的農業ポータル)。

農林畜産食品部は、2018年から「社会的農業活性化支援事業」を展開し、農業活動により精神健康を増進し、社会的弱者を対象にケア、教育、雇用など多様なサービスを供給する。その目的は、社会的弱者の身体的・精神的健康の増進や社会的役割を支援しつつ、地域の多様な主体間のネットワークを形成し、農村コミュニティの活性化を図ることである(趙(2024))。

全国の14の市・都の社会的農場及び協力機関を通じて農村脆弱階層及び社会的弱者に農業を通じてケア・教育・雇用などのサービスを提供する。2018年に9ヶ所、2019年18ヶ所、2020年30ヶ所、2021年60箇所、2022年83ヶ所となっている(ibid)。

社会的農業支援体系は、農林畜産食品部が政策総括を担当し、韓国農漁村公社が「農村サービス活性化支援センター」を運営しながら、広報・販路・ネットワーク作り・研究支援などを担当する。拠点農場は、圏域別拠点農場を指定し、個別農場に対する諮問、現場教育のネットワークを形成する(社会的農業ポータル、図8参照)。

2022年には、農村で必要なサービス全般を連帯と協力を通じて自ら解決するように「地域サービス共同体育成事業」をスタートした (ibid)。

図 8 農林畜産食品部の社会的農業支援体系



(出所) <https://www.socialfarm.kr/>

2025年現在、社会的農業支援事業は、①拠点農場(9ヶ所)、②農村ケア農場(97ヶ所)、③農村住民生活ケア共同体(40ヶ所)事業を展開している(農林畜産食品部資料)。

2025年度の農村ケアサービス活性化支援事業の主な内容は、事業費別に、「農村ケア農場」に5,500万円、共同体単位の「農村ケア農場」7,900万円、「農村住民生活ケア共同体」6,900万円、「拠点農場」に1億5千万円を支援している(ibid)。

社会的農業支援事業による成果として、農村ケア農場は、地域社会に貢献し、農業の新たな可能性を確認できたことである。①社会的農業の社会的弱者に対するリハビリ支援及びコミュニティ活性化の可能性を提示できた。②農村ケア農場は、障害者、高齢農家、犯罪被害家族、多文化女性等にケア、リハビリ、職業訓練機会を提供し、社会統合に貢献できた。③社会的農業を通じて農村に定着する基盤を設け、実際に帰村につながった事例もある。④福祉機関へのインタビューの結果、社会的弱者と福祉機関の満足度が高く、社会的農業に関心を示す福祉機関が増加した。⑤事業を契機に様々な主体が集まる議論の場が形成され、地域問題解決への革新の可能性を確認した(社会的農業のポータル)。

社会的農業活動としての判断は、次の3つの基準を全て満たす必要がある。①農産物の生産、加工、流通を含め、農村資源を活用する活動を基盤にケア、教育、雇用等の効果を図る経済活動、②社会的弱者と共にすること、③地域社会の住民、組織、団体などとネットワークを構成し、継続的に協力することである(農林畜産食品部資料)。

そして、社会的農業と治療農業の関係は、社会的農業は治療農業を含む概念で、農業人を中心に社会的弱者や農業生産活動などを通じたケア、教育、雇用効果を図る活動及び実践を意味する(ibid)。

V 韓国の治癒農場と持続可能性

1. 農村体験農場・農村教育農場・治癒農場

2000年代以降、農業や農村を活性化させるための事業は複数の省庁/部局によって展開されてきた。2001年の「農業情報化マウル構築」事業（マウル≒村、25ヶ所）、2007年都農交流促進に関する法律による「農村体験マウル」、2010年都農交流法による体験農場支援の「農村体験農場」、2013年農村振興庁による「農村教育農場」、2020年治癒農業法による「治癒農場」などである（農村振興庁農村人的資源開発センター（2022））。

表2 農村体験農場・農村教育農場・治癒農場の区別（2022年3月現在）

区分	農村体験農場（2010）	農村教育農場（2013）	治癒農場（2020）
制度	自発的創業又は国家、自治体支援体験プログラムを運営する一般通称 ※都農交流法（体験休養マウル）	農村振興機関支援事業 ※農村振興法（農村資源の所得化）	農村振興庁または国家・自治体支援可能 ※治癒農業法
サービス目標	農村活力向上と都市民に対する農業農村価値の向上	体験による創造的教育活動と学習経験提供	利用者の治癒効果と安全 心理的、社会的、身体的、認知的健康回復及び維持促進
主眼点	単純見学から活動参加（特別な制限なし）	教育目的に合わせて体系化された学習経験を提供するプログラム運営	利用者のニーズに合わせた専門的かつ体系的な活動を構成し、健康維持、増進、回復効果を確保できるように定期的に提供する一連の過程
学校教科との関連性	非連携 ※連携が義務事項ではない	連携 ※学校教育または児童、青少年、青年などの教育・学習目標を考慮して運営	連携 ※学校暴力、学校外青少年、特別な支援が必要な児童の学習経験提供等は学校教育課程又は児童、青少年等の教育及び学習目標とも連携 ※治癒農業士資格取得/実習過程等は一部連携
サービス対象	制限なし	主に学生（幼児、児童、青少年）※学校または教育機関	全国民 ※一般人と特別な助けが必要な対象に区分
運用規模	特に制限なし	最小クラス単位プログラム運営が可能な規模を推奨	大規模よりは、個人又は小規模集団（15人以内）推奨 ※人員規模よりは治癒目的の関連施設、設備などを考慮
主収益	農産物販売	教育費+農産物販売	参加費+（参加者補助支援金+）農産物販売
品質基準	個別農場：農場別目的に合った品質認証（例：教育農場品質認証等）、体験休養マウル観光等級制（3年）	教育農場品質認証（3年）	準備中
職務教育と時間	個別農場：なし 体験休養マウル：農漁村体験指導士 92H	教師養成コース 基礎 15H、深化 15H	準備中 ※基礎/深化全体 180H以上検討
関連資格	個別農場：なし 体験休養マウル：農漁村体験指導士	関連教育課程履修/資格証なし ※農村教育農場教師養成課程修了	関連教育課程履修（資格証保有必須ではない） ※治癒農場運営者教育課程（仮称）修了 ※治癒農業士1級、2級（国家資格）可能
安全関連保険	個別農場義務事項なし 体験休養マウル：義務加入	品質認証農場の義務登録	準備中 ※安全衛生教育修了（施行規則第3条） ※義務加入可能性が高い（利用者及び運営者）
主管業務部局	体験農場：なし、体験休養マウル：農林畜産食品部	農村振興庁	農村振興庁
農場施設と必須基準	体験農場：なし、※（体験休養マウル）都農交流法農村観光等級基準	教育農場品質認証基準	治癒効果を考慮した安全で適切な施設 ※治癒農業法2条（定義）：2. 治癒農業施設
創業費用支援	個別農場-自己負担 緑色農村体験マウル2億krw（農林畜産式品部事業終了） 農村テーマ村1億krw（農村振興庁事業終了）	農村振興庁2,500万krw ※農振庁の農場造成支援事業終了※自治体では自治体財政計画により異なる。京畿5千万krw、慶北3,500万、慶南2,500万krw	国と自治体が支援することが可能 ※治癒農業法第9条、第10条 ※国・地方自治体は予算（財政計画）により毎年異なる場合がある

（出所）農村振興庁農村人的資源開発センター（2022）p. 250-252より引用（一部修正）

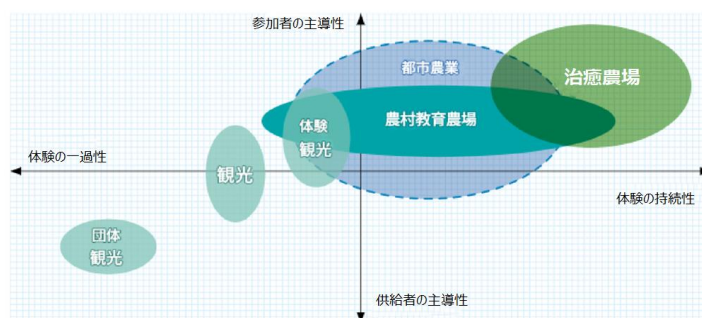
2010年からの「農村体験農場」は、農村の資源または収穫物を利用して農村の価値と農業を体験する農場である。次に、農村振興庁による2013年からの「農村教育農場」は、小学校や中学校のカリキュラムと連携した農村体験プログラムを運営する農場である。学生達が1回限りの体験ではなく、継続的に農場に足を運んで観察しながら学習できる環境が整っている農場である（表2参照）。

一方、治癒農業は、2020年の治癒農業法から引用すると、第2条に、国民の健康回復及び維持・増進を図るために利用される様々な農業・農村資源の活用とこれに関連した活動を通じて社会的又は経済的付加価値を創出する産業と定義されている。治癒農場は、治癒農業施設類型別では主に農場型、マウル型を指すことになる。

また、「都市農業（Urban agriculture/City gardening）」は、都市農業の育成および支援に関する法律（都市農業法）第2条（定義）に、「都市農業」とは都市地域にある土地、建築物または多様な生活空間を活用して農作物を耕作または栽培する行為として大統領で定める行為を指す。」となっている。

とまれ、農村教育農場、都市農業、治癒農場は、その本質は「農」や「農業」の多面的機能を利用することであり、かなり重なる。その関係をイメージ化したのが、図9である。

図9 農村体験農場・農村教育農場・都市農業・治癒農業などとの関係



（出所）農村振興庁（2019）『地域単位治癒農業実践マニュアル』p. 28

ここで、治癒農場に関する事項を大まかにみる。主眼点としては、治癒農場利用者のニーズ（問題解決）に合わせた専門的かつ体系的な活動を構成し、健康の維持や増進、回復効果を確認できるように、定期的に提供する一連の過程である。

学校教科との関連性では、関係機関との連携を通じて、学校内外の暴力問題、学校外の青少年、特別な支援が必要な児童への学習経験提供等は、学校教育課程又は児童、青少年等の教育及び学習目標とも連携している（表2参照）。

サービス対象は、前述したように「全国民」を対象としており、一般人（予防）と特別な助けが必要な対象者（特殊目的/治療やリハビリ）に区分している。農場の運用規模面においては、大規模よりは、個人又は小規模集団（15人以内）推奨している。その上、人員規模よりは治癒目的の関連施設、設備の完備を勧めている（表2参照）。

治癒農場の主な収入は、利用者の参加費＋（参加者補助支援金＋）農産物などの販売となる（表 2 参照）。ゆえに、農場主の経営の面からは、治癒農場は農村教育農場より施設投資や労働において負担が生じる可能性が高い。既存の農村教育農場から教育施設や空間を治癒農場に転用すると、初期投資は抑えられるが、1 回の稼働（サービス）で得られる収入は大きく異なる。例えば、農村教育農場として小学生を 100 人程度受け入れた場合、収入は 100 人×利用料となるが、障害者などの特殊目的の対象者では 1 回 10 人（最大 15 人）×利用料となり、単純計算でも農村教育農場の 20%にも及ばないことになる。

治癒農場は、既存の農村体験農場・農村教育農場・都市農業、などと社会的農業との区分にも曖昧さが残る。それに対して、農村振興庁は、治癒農業・治癒農場に関する認証制度の導入で、他の取り組みと差別化を図ろうとしている（図 10 参照）。

図 10 治癒農業認証制度の必要性



(出所) 農村振興庁農村人的資源開発センター (2022) p. 361

2. 治癒農場及び社会的農業の事例及び経営主の治癒農業に関する見解

本研究では、以下の 9 つの農場を対象に聞き取り調査を行った。各事例は、多様なスタイルで治癒農業/農場及び社会的農業/農場を運営・実践・展開している。ゆえに、簡単に纏めることはできないが、①社会的農業への関り（社会的弱者の包摂・自立支援）、②農業基盤及び 6 次産業化スタンス、③治癒農業の目的分類、④治癒農業資源を基準に分析した。

1. DreamTtul Healing Farm (Dreamtt: 花卉・森・動物・景観、農場体験)
2. KkotDaBi Farm (KkotDaBi: 花卉栽培・加工等・6 次産業、農場体験)
3. MulSarang 治癒農場 (MulSarang: 農業・料理体験・湖景観、教育・サービス)
4. Han's Medi-Farm (Hans: 菜園・加工、教育・奉仕や活動の場提供)
5. DooRiBosot 農園 (DooRi: キノコ栽培・6 次産業・料理体験、教育)
6. Born & Hilee Café (Born: レモン等の 6 次産業、農場体験)
7. Purume Social Farm (Purume: トマトスマートファーム、障害者雇用や自立)
8. (株)Greenish 農業会社法人 (Greenish: 花卉生産・流通、障害者雇用や自立)
9. (株)SatangSusu (SatangSusu: 熱帯植物、社会的弱者及び移民者などの包摂・共生)

まず、障害者等社会的弱者の包摂及び自立が重要な目標の一つになっているのは、Purume、Greenish、SatangSusu、Born である。Purume は、そもそも障害者の支援や自立を目標として起業しており、現在従業員 72 人の内、55 人が障害者である（職務指導員、短期勤労者は含まない）。Greenish は、花卉分野の生産及び流通分野の企業であるが、正規雇用者 26 人の半分くらいが障害者である。CSR の一環として障害者の雇用や自立への支援を図っており、農林畜産食品部が推進する社会的農業の「拠点農場」でもある。

SatangSusu は、都市化などにより社会が十分に包摂できていない境界知能の青年・壮年、また外国人労働者や結婚移民者などと共に、熱帯性植物（果物等）の栽培・加工・販売を通じて、彼らの自立を支援・エスニック共同体作りを図ることで、共生社会を実現しようとして取り組んでいる。Born は、果樹栽培をメインにする複合経営の農家であったが、2011 年頃から直売所や加工を取り入れ 6 次産業化を進めた。その後、社会的農業や治癒農業も取り入れ、地域で協力体制を作ることで、地域と共に障害者の治癒や自立を図っていく。

次は、農業の 6 次産業化へのスタンスであるが、関連の取り組みが顕著なのは、Born と KkotDaBi であり、Purume や SatangSusu、DooRi なども力を入れている。各農場の農業基盤は、花卉が 3 か所、レモンなど 1 か所、パパイヤなどの熱帯性果樹 1 か所、キノコ栽培 1 か所、トマトなどが 1 か所、小規模多品種の栽培管理が 2 か所である。

次に治癒農業のサービス目的（予防、特殊目的）別の区分であるが、各農場ではそれほど区分をつけてはいない。農村教育農場運営の経験のある農場では、予防型対象者の利用者獲得にインセンティブが働くが、特殊目的対象者を後回しにしているわけでもない。特殊目的にやや強い・強みがあると思われる農場は、MulSarang と Dreamtt である。MulSarang は多数の教育プログラムを運用している。但し、DooRi は、治癒農業資源としてキノコ収穫や料理体験等を利用しており、予防目的の対象者がメインであると述べている。とくにキノコ料理が嫌いな年齢層（幼児・児童）のフードネオフォビア（food neophobia）を克服させ、心理的な治癒を得られている。

次に、各農場の治癒資源のベースは、言うまでもないが、農場に来た利用者が農に触れ、その中で安らぎ・癒されることである。また、農村振興庁などが開発したプログラムを利用し、治癒効果をより確かなものにしようとしている。社会的農業の 3 か所は、利用者や障害者などが農作業や加工に加わることで、彼ら自立や自尊感情の高揚を図っている。各治癒農場は、経営者の治癒に関する哲学、農場の立地条件や経営戦略に合わせ、多様な治癒資源を利用している。例えば、Dreamtt は農作業・植物や動物・フードセラピー・森林セラピーや景観などを、MulSarang は多様な農村資源、湖の景観、農場体験、料理体験、加工体験など、多様な治癒資源を利用している。また、Hans のように治癒農業士に実習できる空間を提供している事例もある⁵。

最後に、経営主達の治癒農業展開に関する見解であるが、関係省庁/部局の協力が強固ではない現状において、治癒農業だけの展開は、それほど簡単ではないかもしれないという意見が多かった。例えば、特殊目的のプログラムの運用においては、障害者利用者の送迎

の問題が大きなネックとなる。また、保健福祉部の予算で運用されるバウチャー制度においては、一つの施設の利用者5人で契約した場合、1人がノーショーや欠席となると、1回の稼働による収入は下がることになる。そして、機関の多様な名目での補助が無いと、利用者の支払い許容額を超える料金となる可能性が高く、単価を下げると治癒農業士の人件費さえも賄えないという。

そして、看過してはいけないのは、そもそも農業生産に関する知識や技術も簡単ではないことである。その上、6次産業化を進めるためには、加工や流通、その他のサービス産業としての多様な技術やノウハウ、強い志が必要であり、誰でも簡単に組み合わせて成功できるものではない。さらに、治癒農業士には、カウンセラーの役割、多方面の高度なスキルが求められる。治癒農業士の資格は、筆記試験のみの判定となっており、現場での活動のクオリティを保障するものではない。

そして、治癒農業士になっても、農業の経験のない人が治癒農場経営に参入するには、初期投資などハードルが高い。治癒農業士制度による雇用創出は、法律で義務付けられた人数や既存の治癒農場などでフリーランサーとして活動できる人数が埋まれば、新しい雇用創出はそれほど見込めないかもしれない。

治癒農業は、国民の所得（GDP）がさらに成長し、農や農村資源などを利活用した治癒農場のサービスに触れることで、利用者の支払い許容額を超える価値を感じさせることは可能である。現在、そのために人材育成及び関連のインフラを整備することは、重要であると口を揃えた。

VI まとめ

国内では、農福連携が関係省庁及び関係者によって2010年頃から取り組まれ、成果を残した。その一方で、2019年により積極的に展開するために、設置された省庁横断の農福連携等推進会議は、①認知度の向上、②取組の促進、③取組の輪の拡大というアクションを起こし、2019年の約4,000件であった取り組み主体数を、2030年までに約3倍の12,000にする目標を立てている。

韓国における治癒農業は、2020年に治癒農業法が制定され、関係部署や自治体が積極的に推し進めている。人材育成へのインフラを構築し、治癒農業士を育てることで、新しい産業として跳躍を目指している。2024年現在、治癒農業センターは17か所、治癒農業士養成機関は全国に19か所であり、拡散体系の構築の目標はある程度達成できている。

聞き取り調査を行った治癒農場では、概ね既存の農業の6次産業化、農村教育農場等の経験があり、一定以上の経営やマーケティング能力を有している。経営主は、官主導の治癒農業に展開に呼応し、農業の6次産業や農村教育農場などの経験をいかし、看板を変え、教育内容やサービス内容のアップグレードを図っている。しかし、経営面においては、初期費用・設備投資額も大きい反面、家族中心の経営となっており、治癒農業士を正規職として雇用できる余地はあまりない。

一部では、地域でリーダーシップをとり、農業の6次産業化の強化しながら、地域で関連商品の調達やサービス提供の連携を図り、地域の活性化へ意欲を見せる事例もあった。また、農業を基本ベースに事業を展開しており、経営体の売り上げに占める農業収入の割合を維持しようとする努力もみられた。社会的農業を展開し、境界知能者、発達障害者などの自立支援をする経営者・活動家は、共生社会の実現に向けて努力を重ねている。

その一方で、治癒農業、都市農業、園芸治癒/治療、社会的農業について、主管省庁/部局による政策的な区分はみられるが、各言葉の概念や事業における取り組みは重なるところも多い。また、各事業では関係省庁等の連携を目標や方針などとして掲げているものの、制度運営や支援などの持続性、協調性、統合性などには疑問が残る。

そして、現場では、治癒農業士個人のマインドやノーハウによって利用者の満足度は大きく異なると口を揃えられていた。関係機関の実務者からも、全治癒農業士のサービスの高いレベルでの標準化が今後の課題として述べられた。

とまれ、治癒農業は、国内の園芸療法及び農福連携の課題と同種の課題を抱えているように見えるが、各治癒農場では、利用者にヒーリング効果を与え、リピーターは徐々に増えているようである。また、治癒農業では、特殊目的の利用者や高齢者の居場所提供、コミュニティ空間の提供、軽度認知障害などの進行防止や改善、予防対象者にはQOLを高める効果がみられている。農村振興庁及び関係機関では、治癒農場とも協力して、今後治癒農業サービス利用による効果の客観的なデータを蓄積しながら、治癒農業のさらなる発展模索していく方針を立てている。

縮減都市北九州市でも、農福連携を雇用及び労働力確保だけではなく、予防対象者や特殊目的の利用者へのサービスも検討する必要があるかも知れない。韓国型治癒農業が医療的な側面から客観的なデータを蓄積しながら、高いレベルでの治癒農業士サービスの標準化への努力、省庁/部局を超えた緊密な協力の中で展開されることを期待・注視していきたい。始まったばかりの韓国型治癒農業の縮減都市への応用可能性については、今後の課題にしていきたい。

謝辞

本研究にあたり、農村振興庁の金光珍氏・鄭 NaRa 氏・鄭純眞氏、京畿道農業技術院の鄭鎮九氏・崔蘭仙氏には、韓国の治癒農業に関する全般的な説明はもちろん、フィールドワークまで付き添うなど多大なご協力を頂いた。仁川市の仁川都市農業ネットワーク代表金忠起氏には、都市農業及び治癒農業の現状に関するご意見を頂き、聞き取り調査にご同行頂いた。仁川広域市農業技術センターの李鎮哲氏・全藝紘氏・崔鍾浩氏、MulSarang 治癒農場の尹啓子氏、KkotDaBi Farm 朴聖求氏・林金玉氏、Born&Hilee Café 鄭善珍氏、Purume Social Farm 趙永秀氏、(株)SatangSusu 鄭鉉錫氏、(株)Greenish 農業会社法人の權榮錫氏、DooriBosot 農園の張 JaeYoung 氏、Han's Medi-Farm 韓 JaeChun 氏、DreamTtul Healing Farm 宋 MiNa 氏など、皆様には聞き取り調査や案内など多大な協力を頂いた。ご協力を頂

いた皆様に厚く御礼の言葉を申し上げます。但し、本論文における主張は著者の見解であり、論文にありうる認識の誤り・論理的誤謬等の責任はすべて著者にある。

(本学 地域戦略研究所 特任准教授)

〔注〕

¹ 趙 (2024) は、農村振興庁が管轄する治癒農業と農林畜産食品部管轄の社会的農業の差異に触れ、特徴を簡単に言及している。

² 1960年に、身体障害者雇用促進法(現・障害者の雇用の促進等に関する法律)が制定された。1976年の改正により、企業の障害者雇用が義務となる。1987年に特例子会社制度が法制化し、2002年に単一の親会社だけでなく、関連会社を含めたグループ全体で障害者実雇用率を算定可能に法改正がなされた。2013年に企業の法定雇用率が改定され、2.0%に、その後少しずつ引き上げられ、2024年に2.5%となった(厚生労働省資料など)。

³ 厚生労働省による就労継続支援A型対象者は、通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者である。一方、就労継続支援B型の対象者は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者となっている。「A型」は雇用契約を結び利用し、「B型」は雇用契約を結ばないで利用する。就労継続支援A型は一般就労と比べて勤務時間が短く、概ね4~6時間程度である。2021年度の平均工賃(賃金、月額)は、A型が81,645円、B型は16,507円となっている。

⁴ 農村振興庁国立園芸特作科学院(2022)『治癒農業-保健福祉連携活性化のための国会討論会』では、治癒農業と連携が可能な省庁/部局として、1. 保健福祉部、2. 教育部、3. 女性家族部、4. 雇用労働部、5. 法務部、6. 統一部、7. 消防庁などをあげている。1. 保健福祉部では、①精神健康脆弱者を対象に、精神健康福祉センター(保健所、医療院)と連携して精神健康リスク群、アルコール中毒者、その家族などを対象に治癒農業プログラム運営、②老人を対象にした「認知症安心センター」「老人ケアサービス」「デイサービスセンター(昼間保護センター)」など*MOU(2020年7月)、*健保公団と共同効果検証(社会サービス4種)推進(2022年)など行っている。2. 教育部では学校内の青少年を対象に、Weeセンター、Weeクラスと連携して危機学生を支援、3. 女性家族部では、学校外の青少年向けの地域青少年支援センターやクムドリーム(夢、220カ所)と連携、4. 雇用労働部では、感情労働者を対象に、コールセンター、訪問労働者などのストレス軽減プログラムを支援、5. 法務部では、受刑者などを対象に、校正機関と連携して在所者の心理安定及び支持支援、6. 統一部では、脱北者を対象に、ハナ園-ハナセンターとの連携で、脱北者の支援プログラムコラボ、7. 消防庁では、消防士を対象に、消防署連携し、消防士のストレス軽減支援 *MOU(2020年10月)を締結している。

⁵ 治癒農業士、資格そのものは取得できたとしても、実習を伴っていない資格であることから、各自栽培や治癒効果を引き出せるようにノーハウを身につけなければいけない。

〔引用文献・参考文献〕

1. 李錦東(2024a)「縮減都市における都市農業への期待と現状に関する研究—北九州を事例に—」『地域戦略研究所紀要』第9号、pp.39-60。
2. 李錦東(2024b)「韓国の都市農業の成長と関連制度に関する研究—都市農業コミュニティ作りへの示唆—」『北九州市立大学地域戦略研究所年報』第4号、pp.131-152。
3. 農林畜産食品部(2023)『2023年社会的農業活性化支援事業』
4. 農村振興庁国立園芸特作科学院(2019)『地域単位治癒農業実践マニュアル:家族、健康管理治癒農場協業を中心に』
5. 農村振興庁(2020)『治癒農業—農業技術ガイド222』
6. 農村振興庁農村人的資源開発センター(2022)『治癒農業・2022農業・農村未来を主

- 導する核心人材養成-農村振興庁公務員教育教材』
7. 農村振興庁国立園芸特作科学院（2022）『治癒農業-保健福祉連携活性化のための国会討論会』
 8. 農村振興庁農村人的資源開発センター（2023）『治癒農業専門家-農業・農村未来を主導する核心人材養成農村振興公務員教育教材』
 9. 農村振興庁技術協力局農産業経営課（2023）『治癒農業経済的価値を究明するための専門家フォーラム資料集』
 10. 農村振興庁（2024）『治癒農業と治癒農業サービスの理解－2級治癒農業士養成教育手引書』
 11. 農村振興庁治癒農業ホームページ <https://www.agrohealing.go.kr>
 12. 農林畜産食品部社会的農業ポータル <https://www.socialfarm.kr>
 13. 治癒農業研究開発及び育成に関する法律（略称：治癒農業法）〔法律第17100号、2020年3月24日制定〕 <https://www.law.go.kr>
 14. 趙晤衍（2024）「地域福祉実践と農福連携の展望に関する考察-治癒農業やケアファーム実践からの示唆-」『敬和学園大学研究紀要』
 15. 松尾英輔（2005）「園芸福祉はいま-誕生、現状、そして、展望」『園芸学研究』第4巻4号、pp.373-378.
 16. 小浦誠吾（2013）「日本における園芸療法の実情と海外の園芸療法の実際」『農業及び園芸』第88巻1号、pp.51-55.
 17. 熊谷智義、山岡由美（2023）「農福連携研究の知見をふまえた水福連携の現状分析と今後の方向性」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』第25巻、pp.1-14.
 18. 畠山明子・杉岡直人（2022）「障害者就労支援をめぐる農福連携の歴史と今日的課題」『星槎道都大学研究紀要』第3号、pp.119-128.
 19. 大澤史伸（2013）「『福祉農業』の可能性を探る」『農業および園芸』第88巻第3号、pp.382-391.
 20. 合田盛人（2020）「農福連携における中間支援組織の記述的問い-全国の代表的な取組から-」『長野大学紀要』第42巻第2号、pp.15-26.
 21. 中本英里（2024）「シンポジウム報告 農福連携の展開によりユニバーサル化する農業とフードシステムの展望」『フードシステム研究』第31巻第3号、pp.130-139.
 22. 吉田行郷（2021）「これまでの農福連携これからの農福連携」十勝地域における農福連携推進ミーティング用資料
 23. 一般社団法人日本基金（2023）『農福連携に関するアンケート調査結果（2022年実施）』
 24. 農福連携等推進ビジョン（2019年版及び2024改訂版）
 25. 農林水産省（2023）「農福連携の取組主体数について（令和4年度末）」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/suisin_kaigi-3.pdf
 26. <https://noufuku.jp/>
 27. 日本園芸療法士協会 <https://www.npo-engei.com/>
 28. 日本園芸療法学会 <https://www.jht-assc.jp/>
 29. 人間・植物関係学会 https://www.jsppr.jp/learned_society/regulation.html
 30. 恵泉女学院大学人間社会学部社会園芸学科 <https://www.keisen.ac.jp>
 31. 千葉大学園芸学部緑地環境学科 <https://www.h.chiba-u.jp/>
 32. NPO法人日本園芸療法研修会 <https://jhts.jp/>
 33. 兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程 <https://www.awaji.ac.jp/http/about>
 34. 兵庫県園芸療法士 <https://web.pref.hyogo.lg.jp>